



申込先 詳細の問い合わせ先

料金の表示のないものは無料です

3月のごみ収集

▶可燃ごみ...3月21日(月・祝)は収集します。
▶資源・不燃物...3月21日(月・祝)の地区は当日に収集します。
※ごみ出しは収集日当日の朝8時までにお願いします。

環境業務課 ☎856-5374

固定資産税・市県民税・軽自動車税の納付はお済みですか？

お済みでない方は早急をお願いします。納税に関するご相談は、税務管理課(本庁舎2階) ☎823-9418へ

3月は国民健康保険料第10期分・後期高齢者医療保険料第9期分の納期月です

便利で安心な口座振替をご利用ください。

お支払いに関するご相談は、保険医療課収納係(本庁舎1階108窓口) ☎823-9438へ

市場だより

3月・4月の休市日

- 3月...2日(休)・6日(日)・9日(休)・13日(日)・16日(休)・20日(日)・21日(月・祝)・27日(日)・30日(休)
●4月...3日(日)・6日(休)・10日(日)・13日(休)・17日(日)・20日(休)・24日(日)・29日(金・祝)

▶市場開放日は現在休止中です。市場課 ☎883-1171

高知競輪 サテライト南国・安田

Table with 2 columns: Race No. and Venue. Races 26-31 are listed with venues like 宇都宮FI, 名古屋記念GIII, etc.

○: サテライト南国・安田のみ
※開催中止、場外販売中止の場合あり

科学館サポーターの募集 (ボランティア)

主な活動内容▶来館者への常設展示の案内(土・日曜日、祝日、夏休み等)、星空観望会の補助(金曜日の夜間)など。詳細は高知みらい科学館HPまたは電話で。

対象 科学、教育、文化などに興味のある中学生以上で、研修に参加できる方(日程は高知みらい科学館HPをご確認ください)。

場所 高知みらい科学館

定員 先着15人程度

申込 3月1日(火)~20日(日)必着で、申込書を郵送またはFAXで。申込書は高知みらい科学館HPからダウンロードいただくか、お問い合わせください。

申詳 高知みらい科学館 ☎823-7767、FAX824-8224

ジュニアリーダーズ学校 受講生の募集

バルーンアートやゲーム研修等、楽しいワークショップやレクリエーションを通して、異なる学校に通う友だちと交流を深めてみませんか。

対象 市内在住・在学中令和4年度に中学1~3年生になる方

日程 4~7月の主に日曜日(全6回予定)

場所 高知市内

定員 先着10人

料金 宿泊研修費等や保険料(420円)は自己負担。

申込 3月14日(月)~29日(火)に、直接。



申詳 青少年・事務管理課 ☎823-9468

有機市民農園利用者の募集

対象 市内在住の方(個人・グループでも可)。現在利用中の方および同居中の家族は応募できません。

期日 4月1日(金)から

場所 長浜宇賀地区

定員 11区画(予定)。1区画50㎡(約15坪)。希望者多数の場合は抽選。

料金 年間18,000円

申込 3月1日(火)~10日(休)必着で直接・郵送・FAXのいずれかで。申込書は、農林水産課(第二庁舎2階)・総合案内(本庁舎1階)・各ふれあいセンターで配布中。農林水産課HPからもダウンロードできます。

申詳 〒780-8571 本町5-1-45 農林水産課 ☎823-9458、FAX823-9459

ふれあい市民農園利用者の募集

対象 どなたでも

場所 鏡吉原、鏡梅ノ木、土佐山中切

定員 先着9区画(1月27日時点)。1区画約50㎡。

料金 1区画あたり年間5,000円(年度途中からの場合は月割り)

申込 空き区画が埋まるまで随時募集。申込書に必要事項を記入し、直接または郵送で。申込書は土佐山地域振興課HPからダウンロードできます。

ほか 空き区画の所在地や見学希望については、お問い合わせください。

申詳 〒781-3201 土佐山127 土佐山地域振興課 ☎895-2312

街路市出店者の募集

対象 ①生産農家、または②自家製農作物または街路市で調達した食材を主原料にした「手作り食品」製造者

場所 日曜日(追手筋)、火曜日(上町)、木曜日(鷹匠町)、金曜日(愛宕町)

申込 随時受け付け。申請書は産業政策課で配布中。産業政策課HPからもダウンロードできます。

申詳 産業政策課街路市担当 ☎823-9456



人権シリーズ VOL. 217

〈職場のハラスメント〉

STOP! ハラスメントは許しません!

~全ての職場でハラスメント防止対策が義務化されます~

あなたの周りに ありませんか？

職場において、優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超え、労働者の就業環境が害されるものは「パワハラ」に、性的な内容の言動は「セクハラ」に、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は「マタハラ」になり得ます。

- ・先輩、上司にあいさつしても無視される。
・同僚の前で、上司から無能扱いされた。
・他の部署に異動させられ、仕事を何も与えられない。



▶▶それ、パワハラ です。

- ・食事やデートにしつこく誘われた。
・不必要なボディタッチが多い。
・「こころ」と「からだ」の性が異なることを同僚に相談したら、無断で上司に伝えていた。



▶▶それ、セクハラ です。

- ・育児のため時短勤務をしていたら、同僚から「周りは迷惑している」と繰り返し言われてショックを受けた。
・育休の取得について上司に相談したら、「男のくせにあり得ない」と言われた。
・上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので辞めてもらう」と言われた。



▶▶それ、マタハラ です。

職場でのハラスメントに関する相談窓口

■高知労働局 雇用環境・均等室 ☎885-6041

場所▶労働総合庁舎4階(南金田1-39) 日時▶月~金曜日 9時~17時

■高知県労働委員会事務局 ☎821-4645

場所▶高知県庁 北庁舎4階(丸ノ内2-4-1) 日時▶月~金曜日 9時~17時

■高知市総合労働相談 ☎883-2244 (事前予約制)

場所▶勤労者交流館(丸池町1-1-14) 日時▶原則毎週火曜日 18時半から

※いずれも祝日は除く

2022年4月1日から、中小企業を含む全ての職場で、ハラスメント防止対策が義務化されます。ハラスメントのない、誰もが気持ちよく過ごせる職場環境について考えてみませんか。

事業主が取り組む理由
職場でのハラスメントは、働く人を傷つけるだけでなく、職場の環境を悪くしてしまいます。この対策として、事業主は次の措置を講じることが法律で明文化されました。

- ①方針を策定し、従業員に周知・啓発する
②相談窓口を設置し、相談内容や状況に適切に対応できるようにする
③被害者への配慮および行為者への措置を行う
④相談者のプライバシーに配慮し、解雇等不当な扱いをしない

「ハラスメントは一人で解決することが難しい問題です。」「ハラスメントかも」と感じたら、早めに相談窓口や信頼できる人に相談してください。また、周りの人や組織は、悩んでいる人を支えましょう。大切なのは、決して一人で悩まないこと、孤立させないことです。

もっと詳しく知りたい方は▶(厚生労働省HP)

